

官業民営化等WG・市場化テストWG(11/8)追加資料要求への回答 (独立行政法人日本学生支援機構関係)

1. 日本学生支援機構が実施している奨学金の貸与・回収業務について、

- ・国の資金を用いて実施している

- ・奨学生の成績が不良になり、奨学金の支給が停止されそうになった際の連絡が、機構が行わないと大学側から信用されない。

という2つの理由から機構が実施すべきとのご説明があったが、まず、国の資金を用いて実施している同様の貸付業務で民間委託されているものがないのか、その実例、根拠とともにご教授願いたい。

日本学生支援機構で行っている奨学金事業は、憲法や教育基本法に基づいて教育の機会均等と人材育成に資するために国が行う唯一の事業として、意欲と能力のある学生が経済的理由で進学を断念することがないように実施しているものであり、より優秀でより経済的に困難な状況にある学生に対して、親の所得や担保の有無に関わらず、奨学金の貸与契約を結ぶ際には未成年である場合も多い本人の返還能力を審査することなく、資金を無利子又は低利で毎月貸し付けるとともに、貸付期間中における貸与者の学業成績等の確認を行いながら貸与を継続した上で、最長20年かけて回収している。

このような特徴を有する貸付業務を包括的に民間委託している例については現在のところ文部科学省では承知していない。

次に、2点目について、奨学生の成績が不良になり、奨学金の支給が停止されそうになった際の連絡を民間企業が行った場合、大学側から信用されないという根拠、合理的な理由をご教授いただきたい。

奨学金事業は、学生を奨学生として採用した後も、学業成績、学生生活等について、奨学生としての適格性を審査している。学業成績不振の奨学生に対しては、公の機関である日本学生支援機構が教育機関である大学等の協力を得ながら、奨学金貸与の廃止や停止や警告や激励などにより学生が勉学に励むよう教育上の学生指導を行っているところである。奨学金貸与業務を民間企業に委託した場合、民間企業では、必ずしも直接利益につながらないこれらの活動に多くの労力を注ぐインセンティブは高くないことが考えられる

ため、奨学生に対する十分な指導が行なわれないおそれがある。このため、公的な機関である日本学生支援機構が関与して貸与することが適当であると考えている。

2．日本学生支援機構が実施している奨学金業務について、融資基準、返済基準をご教授いただきたい。

別紙 のとおり。

3．日本学生支援機構が実施している奨学金業務について、民間に委託すると、継続性、安定性に不安があるので不可能という見解を示されたが、その合理的な理由、根拠について、ご教授いただきたい。

奨学金事業を全面的に民間に委託することについては、奨学金事業の特徴を踏まえると、貸与業務については、奨学生の選考・採用に関する業務や採用後の奨学生としての適格性の認定などは教育的視点からの評価が必要であり、そうした視点から大学を指導することも必要であること（1で述べた理由）、また回収業務についても、失業等の経済的理由により返還が困難な場合は返還を猶予する制度を設けており、このような特別な配慮に基づく制度を、多数の小口債権に対して最長20年に渡る返還期間を通じて継続的に維持する必要がある。民間機関に業務を委託する場合、一定期間ごとの入札による契約の更新が考えられるが、奨学金貸与者に関する膨大なデータを処理するためのシステムや人材等が必要という業務の性質上、業者の交代に関わらず債権管理・回収の業務の一貫性・継続性を制度的に担保することが困難となることも考えられる。また、委託の形態にもよるが、回収業者に対するインセンティブを付与するために回収した金額に対して一定率を支払うような場合では、回収にかかる費用や労力から、回収の可能性の高い者を優先し、延滞者が放置されることも考えられる。また、仮に債権管理を入札により落札した業者が債権の管理期間中に破綻するという事態になった場合には、学生に対する奨学金貸与が一時的に滞る可能性があるほか、回収不能となった債権への国費による補填が増加する恐れがある。このため、民間は奨学金事業を行う主体としては適当ではないと考えている。

一方、独立行政法人である日本学生支援機構においては理事長の任命、及び 中期計画、業務方法書の変更、 長期借入、 財投機関債の発行、 毎事業年度の長期借入金及び債券の償還計画に関して文部科学大臣の認可が必要であること、また、独立行政法人通則法に基づき機構の中期計画については外部の有識者で構成された評価委員会において毎年その実施状況の評価を受けることとなっていることなどから、継続性・安定性については担保されているものとする。（なお、延滞者への電話督促業務などについては、現在でも民間へ外部委託しているところである。）

4．英米独仏その他先進諸国の奨学金の事例に関して、利子補給、債務保証なども含めた政府の関わりについて、詳細に提示していただきたい。また、機構が実施する奨学金業務と異なる形で実施され、民間への開放が進んでいるために、支障が生じている事例があれば、ご教授いただきたい。

それから、アメリカで奨学金業務を民間委託した際に、モラルハザードが起きたという事例を示されたが、その事例について、出典、原文をご提示いただきたい。

アメリカにおける事例として、民間金融機関から学生への貸付に対して政府保証を行っていたが、効果的な制度でないため、学生に対する直接融資に移行したという事例がある。（別紙 ）

5．別添資料には、平成15年度、16年度のための奨学金回収率等が示されているが、本奨学金貸与業務創設以来の、奨学金の回収額、回収率、一部回収の場合はその平均についてのデータをご提示いただきたい。

別紙 のとおり。

6．奨学金の対象者の基準について、通信教育の学生は1年間のみ対象になると事項があるが、その理由について、根拠とともにご教授いただきたい。

通信課程で教育を受ける者に対する奨学金の貸与について、通常の月額による貸与はスクーリング期間が対象となるので1年程度であることがほとんどであり、1年間のみ対象となる場合が多いが、期間が定められているわけではなく、貸与は通学の実態に応じて行われる。また、有利子奨学金については、月額の特例についての規定はなく、通信課程で通学による教育を受ける者については、通常の月額による貸与が行われている。

6 .あわせて、ビデオ事業を受講する学生と通信教育の学生の奨学金の対象者の基準における差異もご教授いただきたい。

ビデオ授業を受講する場合であっても、学生が通学しなければならない場合は奨学金の貸与の対象となるが、通学しなくても単位がとれる仕組みになっている場合は貸与の対象とはならない。

7 .日本学生支援機構が実施している奨学金業務について、延滞者への訪問督促を外部委託する計画をお持ちとのことであるが、どのような団体に委託する予定なのか、また、どのような入札方法を考えておられるか、具体的にご教授いただきたい。

委託業者は一般競争入札により選定することとしている。個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じる体制を整備している者等を委託業者の条件として入札したところ信用情報サービス、人材派遣、コールセンター事業、アウトソーシング等を事業内容としている株式会社リサーチネットが受託したところである。

8．日本学生支援機構が実施している学生支援業務について、大学で実施している各種学生支援をデータベース化して各大学に配布しているとのこと説明であったが、本業務を機構で実施しつづける明確な理由についてご教授いただきたい。また、機構が実施する理由のひとつに、機構が情報収集を行うほうが、円滑に進むというご説明をいただいたが、この説明に関する、具体的、数値的な根拠をご教授いただきたい。

大学等における学生生活支援業務は、就学指導（履修登録や単位取得などの指導）、学生相談（成績やメンタルヘルス等に関する相談）、進路指導（職業観の育成、就職活動の支援、進学相談など）のほか、学生生活全般について支援を行うものである。現在、ニート・フリーターなどの進路の問題や様々な悩みを持つ学生に対する相談など大学等における適切な学生生活支援が強く求められている。

各大学等においては、これまでもそれぞれ学生生活支援業務の充実に取り組んできたところであるが、体制等の違いや設置して間もない大学があるなど、学生生活支援の内容には差が生じている。このため、日本学生支援機構が、キャリア形成支援のプログラム、学生相談の指導事例及び学生の収入支出の状況などの重要な情報を収集し、各大学等に提供することにより、それらを参考に各大学が学生生活支援業務の充実を図ることができる。

これらの情報は、各大学等にとって努力の成果で経営上極めて重要な情報であるとともに、学生の個人情報との関係から慎重な取扱いが必要であることから、通常は他に提供することを欲しないところであるが、高等教育全体の学生生活支援業務の向上に資するという観点で収集を行うもので、独立行政法人で日頃から学生生活支援事業に携わっている日本学生支援機構が行うことで大学や学生の協力が得られるものであり、これを民間機関で行う場合には多くの協力が得られないことが予想される。

9 .日本学生支援機構が運営している留学生会館は確かに財団法人に委託されているが、両者は密接な関係にあり、純粹に民間委託を行って効率化が図られているかどうかについては、大いに疑問がある。現在、運営を委託している財団法人がなぜ、受託者として適切であるとお考えなのか、貴省の基本的な考え方をお伺いしたい。

また、その一例として、東京国際交流会館の収支状況について、詳細にご教授いただきたい。

1 . 各国際交流会館は、旧留学生関係 4 法人（（財）日本国際教育協会、（財）内外学生センター、（財）国際学友会、（財）関西国際学友会）が所有していた留学生寄宿舎を独立行政法人設立時に承継したものであるが、その管理運営については、主として国費留学生を受け入れるという施設の性質上、国及び機構と緊密に連携し、その管理運営を継続的・安定的に実施する能力が必要であることから、留学生業務に関する必要な経験とノウハウを有する者が行うことが適切と考えている。

2 . このため、上掲の旧 4 法人から様々な国からの留学生に対応に必要な諸外国の文化・宗教等の理解、言語面での対応能力、留学交流・国際交流等への理解などのノウハウ・人材を引き継いでいる財団法人日本国際教育支援協会に、その管理運営を委託している。

3 . しかしながら、施設の清掃、警備などの施設維持業務について競争入札を導入するなどして、より効率的・効果的な業務委託を実施してまいりたい。

○東京国際交流館の収支状況について

収入	入居費	24,520 千円
	(居室)使用料	376,723 千円
	雑収入	48,934 千円
	計	450,177 千円

支出

火災保険料	1,875 千円
光熱水料	38,326 千円
R A ・ カウンセラー 経費	4,235 千円
管理運営委託費	320,326 千円
修繕費	9,771 千円
土地借料	231,509 千円
公租公課等	61,756 千円
計	667,799 千円

収支	217,622 千円
----	------------

日本学生支援機構奨学金の貸与基準（平成 17 年度）

大学（学部）

区 分		通学形態	家 計 基 準 給与所得者・4人世帯	学 力 基 準
無 利 子	国 公 立	自 宅	9 5 0 万円	1 年生 ... 高校成績 3 . 5 以上 2 年生以上 ... 大学成績が学部内において 1 / 3 以内
		自宅外	9 9 4 万円	
	私 立	自 宅	9 9 6 万円	
		自宅外	1 , 0 3 8 万円	
有 利 子	国 公 立	自 宅	1 , 2 9 1 万円	高校成績又は大学成績等が平均水準以上と認められる者 特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる者 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者
		自宅外	1 , 3 4 0 万円	
	私 立	自 宅	1 , 3 4 2 万円	
		自宅外	1 , 3 8 9 万円	

（注）奨学生出願の際の家計基準は、家族構成や家計支持者の態様により異なるが、標準的 4 人家族で給与所得者の場合についていえば、17 年度の収入限度額（年額）は、概ね上記のとおりである。

大 学 院

区 分		家 計 基 準	学 力 基 準
無 利 子	修 士 課 程	5 4 1 万円	成績が特に優れ、将来、研究者又は高度の専門性を有する職業人として適格な者
	博 士 課 程	6 1 4 万円	成績が特に優れ、将来、研究者として適格な者
有 利 子	修 士 課 程	5 9 5 万円	成績が優れ、将来、研究者又は高度の専門性を有する職業人として適格な者 学修に意欲があり、学業を修了できる見込みがあると認められる者
	博 士 課 程	7 9 8 万円	成績が優れ、将来、研究者として適格な者 学修に意欲があり、学業を修了できる見込みがあると認められる者

- （注）1 大学院の家計基準は、本人の収入（配偶者がいる場合は本人及び配偶者の収入）年額により判定する方法であり、平成 17 年度の収入限度額（予定）は上記のとおりである。
2 本人の収入とは、父母等からの給付、奨学金、アルバイト収入、定職収入、その他の収入である。

奨学金の返還について

① 無利子貸与

卒業又は退学後6ヵ月を据え置いてから以後20年以内に、月賦、半年賦、年賦、その他割賦の方法により返還することになっている。（平成12年度以降採用者からは、月賦、月賦・半年賦併用の方法により返還することになっている。）

平成6年度以降の新規貸与者について、割賦金の年額は、次の表に定める額を下ってはならない。また、この表を用いて貸与総額に応じた返還期間を算出する。

このため、返還年数は貸与総額により異なる。

貸与を受けた奨学金の額	年賦額
200,000円以下のもの	30,000 円
200,000円をこえ 400,000円以下のもの	40,000
400,000円をこえ 500,000円以下のもの	50,000
500,000円をこえ 600,000円以下のもの	60,000
600,000円をこえ 700,000円以下のもの	70,000
700,000円をこえ 900,000円以下のもの	80,000
900,000円をこえ 1,100,000円以下のもの	90,000
1,100,000円をこえ 1,300,000円以下のもの	100,000
1,300,000円をこえ 1,500,000円以下のもの	110,000
1,500,000円をこえ 1,700,000円以下のもの	120,000
1,700,000円をこえ 1,900,000円以下のもの	130,000
1,900,000円をこえ 2,100,000円以下のもの	140,000
2,100,000円をこえ 2,300,000円以下のもの	150,000
2,300,000円をこえ 2,500,000円以下のもの	160,000
2,500,000円をこえ 3,400,000円以下のもの	170,000
3,400,000円をこえるもの	総額の 1/20

② 有利子貸与

卒業又は退学後6ヵ月を据え置いてから以後20年以内に、月賦、月賦・半年賦併用の方法により、元利均等返還とする。

なお、在学中は無利子。卒業後の返還利率は貸与月額とその適用貸与利率から加重平均で算出。適用利率については、上限年 3.0%とする。また、増額貸与月額については年 1.2%（平成17年度入学者）とする。

割賦金の年額は下記により計算する。

① 無利子貸与の返還年賦額表を用いて、貸与総額に応じた返還期間を算出する。

② 割賦金は①の返還期間に基づき算出する。

③ 年利が異なる場合は、次の算式により年利率を算出し、上記①②に準じて割賦金の年額を算出する。

$$\text{年利率}(\%) = \frac{A \times B + (C - A) \times D}{C}$$

（注） A：基本部分の貸与総額

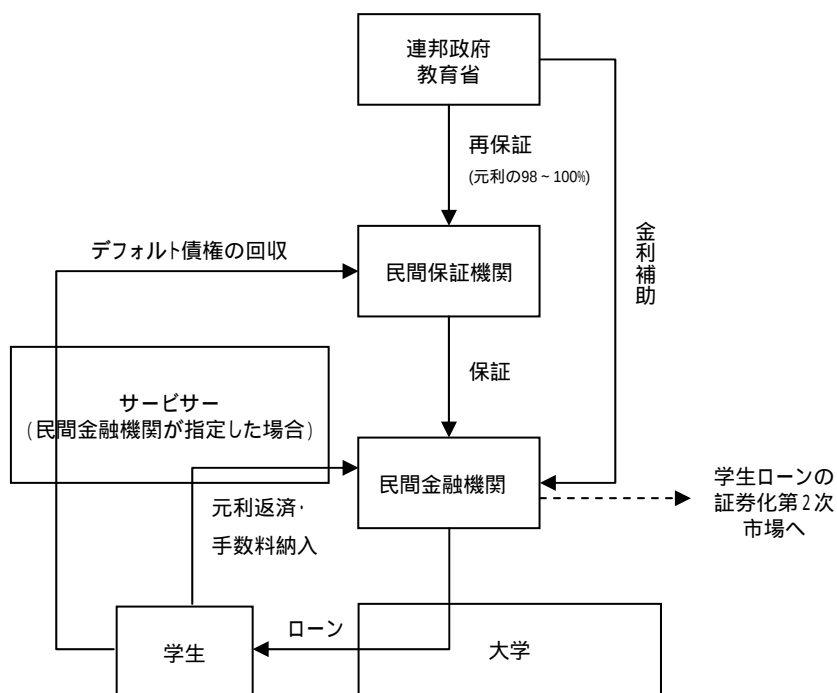
B：基本部分の貸与利率

C：全貸与総額（借入総額）（基本部分＋増額部分）

D：増額部分の貸与利率

アメリカの貸与奨学金(スタフォードローン:有利子)制度

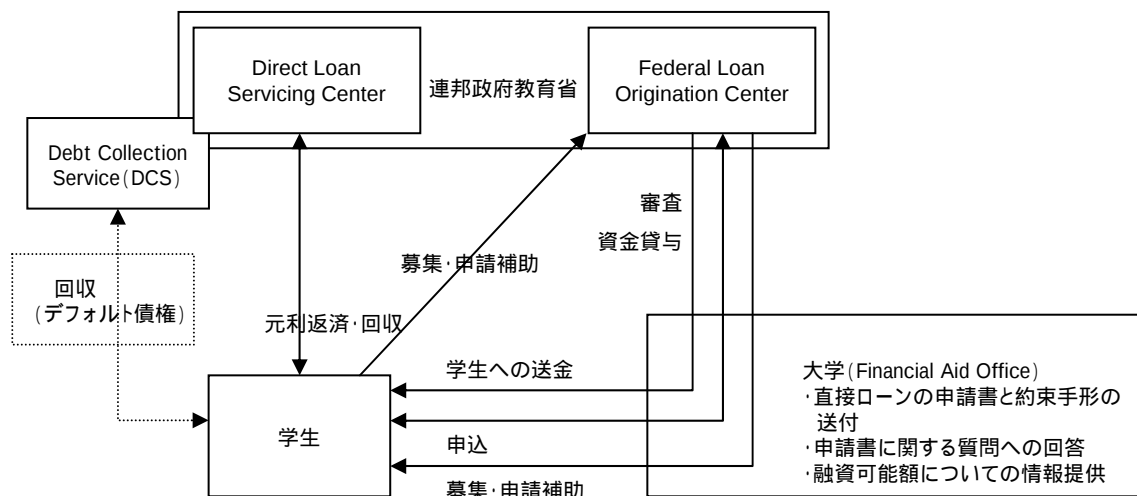
連邦家族教育ローン・プログラム (FFELP)



() 民間金融機関は連邦教育省が設定するガイドラインに沿って貸し出す。

1994年から直接学生ローン・プログラムとの2本立て

連邦直接学生ローン・プログラム (FDSLP)



米国の奨学金債務保証制度（1993年以前）について

○ 「アメリカ合衆国における連邦学生援助政策」（西日本教育行政学会，1996 年）

吉田香奈（現山口大学大学教育センター）

連邦政府は「再保証」という立場にあるので、実際の支出は学生の在学中の利子補給と返還不履行への債務弁済金となるが、1991 年には 57 億ドルの支出中 36 億ドルが債務弁済に当てられている。1988 年には 16 億ドルであったので二倍以上に増加していることとなるが、この原因の一つに銀行のローン回収努力の欠如が挙げられる。1990年に上院政府問題委員会小委員会（Subcommittee on Investigation of the Senate Governmental Affairs Committee, 通称ナン委員会）の連邦保証ローン特別公聴会（special GSL oversight hearing）では銀行・保証機関のずさんな貸与・保証状況が明らかとなっている。

○ アメリカの奨学金制度とその課題（文部科学省「大学と学生」、2001 年）（抜粋）

丸山文裕（現国立大学財務・経営センター教授）

四 民間企業への援助？

返済不能を政府が保証するため、民間金融会社は利用者の選別や取立てに熱心ではなくなる点も非効率であるといわれる。これには結局政府が金融会社に公的助成をしているのではないかという批判がある。

新規返還者の初年度回収率の推移

(無利子・有利子合計)

年 度	回収率
	%
平成7年度	94.2
平成8年度	93.0
平成9年度	91.5
平成10年度	94.5
平成11年度	92.8

年 度	回収率
	%
平成12年度	91.6
平成13年度	92.9
平成14年度	92.7
平成15年度	92.2
平成16年度	93.4

回収率(当年度分)の推移

(無利子・有利子合計)

年度	回収率
	%
昭和29年度	30.5
30	29.7
31	31.1
32	31.1
33	29.3
34	30.0
35	27.3
36	28.9
37	29.9
38	39.6
39	50.1
40	54.6
41	63.2
42	67.7
43	72.1
44	73.9
45	69.4
46	77.0
47	78.5
48	78.9
49	81.1
50	82.0
51	83.7
52	85.0
53	86.5
54	87.5

年度	回収率
	%
昭和55年度	87.6
56	88.2
57	88.3
58	88.2
59	88.6
60	88.8
61	88.9
62	88.9
63	89.7
平成元年度	89.9
2	90.4
3	90.7
4	91.0
5	91.0
6	91.2
7	91.3
8	91.2
9	91.2
10	91.7
11	92.1
12	92.1
13	92.4
14	92.4
15	92.4
16	92.4